

令和7年度(2025年度)小田原市国民健康保険特定保健指導業務委託に係るプロポーザル 質問と回答

番号	資料名	質問内容	回答
1	仕様書 第6項(4)オ(ア)および(イ)	動機付け支援・積極的支援について、仕様書に「個別面接や電話、電子メール、FAX、ICT等により支援を行う」との記載がありますが、初回支援をICTで実施することは可能でしょうか	ICTでの初回面談も可能です。
2	仕様書全般	集団健診結果確認時に、保健指導従事者が市指定の場所に訪問して初回面談を実施する等の予定はございますでしょうか。	集団特定健診の結果説明会時に特定保健指導の初回面談を実施する予定(市内2か所)。その場合は、所定の場所において対面での初回面談の実施を予定しています。
3	仕様書 6 業務内容(3)	弊社では利用券のデータだけをご連携いただいておりますが、対象者様への利用券の送付と回収は必須になりますでしょうか。	利用券の送付・回収は必須ではないが、支援の際に本人確認・資格確認は行っていただきます。
4	仕様書 6 業務内容(3)	対象者への募集資料の発送は弊社では再委託で実施しておりますが、問題ございませんでしょうか。	再委託しての実施は可能だが、内容については協議の上、作成をしていただきたい。